

## 医療法人溪仁会 はまなす訪問看護ステーション居宅療養管理指導運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人溪仁会が開設する医療法人溪仁会 はまなす訪問看護ステーション（以下、「ステーション」という。）が行う指定居宅療養管理指導事業〔指定介護予防居宅療養管理指導事業〕（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、通院が困難な要介護状態〔介護予防にあつては要支援状態〕にある高齢者等（以下「要介護者〔要支援者〕」という。）に対して、その居宅を訪問して、適正な指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、ご利用者様の意思及び人格を尊重して、常にご利用者様の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

2 指定居宅療養管理指導事業所の従業者は、要介護者の方の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その居宅を訪問し、療養上の管理及び指導を行うことによって、ご利用者様の療養生活の質の向上を図るものとする。

3 指定介護予防居宅療養管理指導事業所の従業者は、要支援者の方が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その居宅を訪問し、療養上の管理及び指導を行うことにより、ご利用者様の心身機能の維持回復を図り、もってご利用者様の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 医療法人溪仁会 はまなす訪問看護ステーション

(2) 所在地 札幌市手稲区前田2条10丁目1番10号

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する従業者の職種、員数及び職務内容(指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕を兼務)は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 看護師等 看護師 10名(常勤兼務1名・常勤専従10名、非常勤専従0名)

看護師等は、常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医師の指示に基づき、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びにご利用者様又はそのご家族に対し、居宅サービスの利用に関する

留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行う。

(記録の整備)

第5条 事業者は、従業者、整備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業者は、ご利用者様に対する指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 市町村への通知に係る記録
- (3) 苦情の内容等の記録
- (4) 事故の状況及び事故に際してとった処置の記録

(営業日及び営業時間)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とし、土・日・祝日、及び12月30日から1月3日までを除く。ただし、営業日以外の日に関しては、ご利用者様の要望によりサービスの提供を行う。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時20分までとする。ただし、営業時間外に関しては、ご利用者様の要望によりサービスの提供を行う。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第7条 指定居宅療養管理指導〔介護予防居宅療養管理指導〕は、医師の指示によって従業者が行う療養上の管理及び指導とする。

(利用料)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その自己負担限度額の額とする。

- 2 第11条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費については、通常の事業の実施地域を越えた地点からの交通費の実費を徴収する。
- 3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、ご利用者様又はそのご家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(領収書の交付)

第9条 利用料の支払いを受けたときは、それぞれの費用ごとに区分して記載した領収書をご利用者様へ交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、札幌市（手稲区・北区・西区）、石狩市（花川北・花川南・樽川）、小樽市（銭函・桂岡・見晴・張碓まで）の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 サービスの利用に当たっては、ご利用者様に対し重要事項を説明し同意の上実施する。

(苦情対応)

第12条 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立てや相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応する。その際、苦情対応簿等を備え苦情内容とその内容を記録する。また、あらゆる機会を通じて再発防止に努める。

2 事業者は、ご利用者様からの苦情について、市町村又は国民健康保険団体連合会等から指導又は助言を受けた場合において、市町村又は国民健康保険団体連合会等から求めがあったときは、改善の内容を市町村又は、国民健康保険団体連合会等に報告するものとする。

(事故対応及び損害賠償)

第13条 事業者は、サービスの提供にあって事故が発生した場合は、速やかにご利用者様のご家族、主治医、居宅介護支援事業所(介護予防訪問看護にあっては地域包括支援センター)市町村等に連絡し、必要な措置を講ずる。その際、事故対応簿等を備え事故内容とその対応内容を記録する。また、あらゆる機会を通じて再発防止に努める。

2 事業者は、サービス提供票に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により、ご利用者様の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、ご利用者様に対してその損害を賠償する。

(緊急時における対応方法)

第14条 看護師等は、訪問看護及び介護予防訪問看護実施中に、ご利用者様の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。なおかつ、ご利用者様のご家族、居宅介護支援事業者等(介護予防訪問看護にあっては地域包括支援センター)にも連絡をする。

(個人情報保護)

第15条 事業者は、個人情報の取り扱いあたり、「個人情報の保護に関する法律」やガイドライン、守秘義務に関する他の法令等に加え、法人が定める当該基本方針や就業規則等の内規を遵守することにより、ご利用者様及びそのご家族に関する情報を適正に保護する。

2 看護師等は、サービス提供するうえで知り得たご利用者様及びそのご家族に関する個人情報について、ご利用者様又は、第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後においてもその秘密を保持する。

3 あらかじめ文書によりご利用者様及びご家族の同意を得た場合、前項にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとする。

4 事業者は、看護師等が業務上知り得たご利用者様及びそのご家族の秘密を保持させる

ため、在職中は元より、看護師等の退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。

- 5 個人情報に関する苦情申立てや相談があった場合は、第12条の規程を一部準用し迅速かつ適切な処理に努める。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第16条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するために、次の措置を講ずる。

- (1) ステーションにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、看護職員その他の従業員に周知徹底を図る。
  - (2) ステーションにおける虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) ステーションにおいて、看護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 ステーションは、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(身体拘束等の原則禁止)

第17条 ステーションは、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 ステーションは、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載する。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第19条 事業者は、職員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 事業者は、職員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うものとし、感染

防止対策及び定期健康診断を実施する。

3 事業者の会計は、他の事業所と区別して管理する。

4 この規程に定めるもののほか運営に関し必要な事項は、医療法人溪仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

平成13年 4月 1日一部改正。

平成13年 6月11日一部改正。

平成13年 7月 1日一部改正。

平成14年 4月 1日一部改正。

平成14年 4月 1日一部改正。

平成15年 4月25日一部改正。

平成16年 4月 1日一部改正。

平成16年 8月20日一部改正。

平成17年 4月20日一部改正。

平成17年10月 1日一部改正。

平成18年 4月 1日一部改正。

平成18年 6月 1日一部改正。

平成18年10月12日一部改正。

平成19年 3月 1日一部改正。

平成19年 4月 1日一部改正。

平成19年 5月 1日一部改正。

平成19年12月17日一部改正。

平成20年 4月10日一部改正。

平成20年 5月12日一部改正。

平成21年 3月 1日一部改正。

平成21年 4月 1日一部改正。

平成21年 8月 1日一部改正。

平成21年11月 1日一部改正。

平成26年 1月 6日一部改正。

平成27年 1月31日一部改正。

平成27年11月20日一部改正。

平成31年4月1日一部改正。

令和 6年6月1日一部改正。